基本的な感染防止対策

I 日常の行動について

健康観察票及び行動記録票は、学生の皆さんの日々の体調や行動を記録し、体調等の変化を確認する資料です。毎日、必ず記載して下さい。

また、大学の内外を問わず常にソーシャルディスタンスの確保や手洗いの励行、少人数でのマスク会食など、感染防止を心がけて下さい。

Ⅱ 登校禁止期間

登校前に少しでも発熱等体調の変化のある学生は、登校しないで下さい。 欠席した講義については、担当教員の指示に従って下さい。

この場合の出席停止期間は次のとおりです。

- 1 新型コロナウィルスに感染した場合 医師が感染の恐れがないと認めるまで。
- 2 新型コロナウィルスの感染が疑われる場合
- (1) 次の(1)から(4)に該当する場合は、医師または保健所が必要と認める期間。
 - ①感染者と濃厚接触または濃厚接触が疑われる場合。
 - ②息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
 - ③基礎疾患 (糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)を有し、発熱や咳などの比較的 軽い症状がある場合。
 - ④発熱や咳などの比較的軽い症状が4日以上続く場合。
- (2)上記(1)に該当しないが、健康観察票の項目の一つ以上に該当する場合は、解熱後及び症状消失後(薬剤の使用により症状等が消失した場合を含む)、薬剤を使用しないで3日間症状が出ない場合は大学への登校を許可します。
- 3 神奈川県が実施している「自主療養届出システム」により自主療養する場合 神奈川県のホームページで示されている療養期間。

新型コロナ 自主療養について - 神奈川県ホームページ (pref.kanagawa.jp)

Ⅲ 登校時の対応

1 学生は、登校時、必ず教育研究棟等の入り口に設けた非接触型体温計で体温を測定し、発熱(37.5°C以上)のある学生は、何処にも立ち寄らず、そのまま帰宅して下さい。

2 学生は必ず健康観察票を持参し、教員等から求めがあった場合は提示して下さい。

Ⅳ 大学への連絡

上記Ⅱ、Ⅲの1に該当する場合は、教務学生課に電話(046-828-2525) 又はメール (kyoumu@kuhs. ac. jp) で連絡して下さい。

Ⅴ 学内授業等

大学で対面による授業にあたっては次の事項を遵守して下さい。

- (1) 窓やドアを開けるなど講義室等の換気を確保して下さい。
- (2) 授業又は図書館利用の前後に手洗い等を励行して下さい。
- (3) 授業中又は図書館利用中に体調の変化が生じた学生は、教員及び図書館職員に 速やかに申し出て下さい。
- (4) 休憩時間も含めてソーシャルディスタンスを確保して下さい。
- (5) マスクを着用して下さい。
- (6) クラスターの発生を防止するため、体調不良以外の学生の医務室への入室を禁止します。
- (7) その他、教員や大学職員の指示に従って下さい。

VI 学外実習

学生の皆さんの安全を最優先に実習先とも感染防止等について十分調整して実施します。実施について、各学科・専攻から指示がありますので、指示に従い行動して下さい。

Ⅲ 登校後、体調に変化が生じた場合

医務室を利用する場合は、必ず事前に医務室、不在時は教務学生課(046-828-2525) へ電話し、職員の指示に従って下さい。